

第7章

総括

国家権力は、自ら犯した『国家犯罪』を隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話を「告訴状」「逮捕状」「起訴状」で捏造したのです。裁判所が捏造と承知して「有罪」を宣告したのです。30年の時を経て、国民が信じたくない『真実』の『入り口』にたどり着いたのです。

これから『真実』を白日の下に晒します。

断じて許されない基本的人権無視！

大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げ、裁判所に公訴提起したことは、公訴権の濫用であり、基本的人権を無視した「職務犯罪行為」と断罪する。

柳検察官が司法取引「職務犯罪行為」を犯し、デッチ上げた銀行員の「上申書」。

平成3年12月18日19日、パートII「その1」大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が銀行員と司法取引を行い、二日間で「上申書」を作成した。この「上申書」を台本に、秋葉原支店を舞台（ステージ）に、銀行員と私が共謀して、オリックスアルファから「協力預金」名下の預金担保融資取引を行い、100億円を騙し取った、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証することが出来ました。

平成3年12月20日、パートII「その2」柳検察官が、川合潤治の検面調書で「被害者」オリックスアルファ「被害金」100億円をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証することが出来ました。

平成3年12月22日、パートII「その3」柳検察官の捜査指揮で検察官武田典文検事が 秋葉原支店長「本谷 紘三」に「協力預金」と「質権設定承諾書の偽造」を供述させた、検察官面前供述調書のデッチ上げ「職務犯罪行為」を立証することが出来ました。

平成3年12月24日、パートII「その4」柳検察官の捜査指揮でウェイアウトスポーツ 社長 吉川 一を不当逮捕し「釈放」を条件に司法取引を行い、本人が経験したことのない、オリックスアルファ川合 潤治の供述に合わせた「協力預金」名下の預金担保融資取引「オリックスアルファ⇔借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュ」この借受名義人となる嘘の供述をさせ釈放した「職務犯罪行為」を立証することが出来ました。

平成3年12月25日、パートII「その5」柳検察官が、大分銀行東京支店に捜査機関照会した（甲16号証）と回答書（甲17号証）を、コピーして偽造したのです。オリックスアルファから借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュ宛ての、本件詐欺事件話の「騙取」振込送金をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証することが出来ました。

平成3年12月26日、パートII「その6」柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して、オリックスアルファから取引関係書類（原本）を任意提出させ、コピー取引関係書類とすり替えたのです。恐るべき隠蔽工作「職務犯罪行為」を立証することが出来ました。

平成4年1月7日、柳検察官が、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と承知して『起訴状』をデッチ上げ、裁判所に公訴提起した、恐るべき隠蔽工作、公訴権の濫用を犯した「職務犯罪行為」を立証することが出来ました。

本件は、はじめから『この世に存在しない』犯罪なのです。

平成3年2月、海部政権が、国と銀行が犯した『有価証券偽造罪』と『国際金融犯罪』を隠蔽することが「銀行の利益を護る」そうすることが「国益に値する」と政治判断を下し、大蔵省「銀行局」に隠蔽工作进行を指示したのです。

此の隠蔽工作が『平成の悲劇』『腐った平成30年の悲劇』『亡国に突き進む令和の悲劇』我が国を悲劇のベールで包み込んでしまった、原因なのです。

国民は「法律こそ自由の証」と信じています！

本件は「法律こそ『犯罪者』を捏造する」凶器です！

国家権力が法律を手玉に取り、警察・検察・裁判所を思いのまま操り、私を「犯罪者」にデッチ上げた証拠こそ、東海銀行が、はじめから『この世に存在しない』銀行員が犯した犯罪を捏造した「虚偽の告訴状」です。

警視庁捜査二課がはじめから『この世に存在しない』銀行員が犯した犯罪を捏造した「虚偽の逮捕状請求書」そして、東京簡易裁判所が発布した、不当な「逮捕状」です。

柳検察官がはじめから『この世に存在しない』銀行員と私が犯した犯罪を捏造した「虚偽の起訴状」最後に「司法最後の砦」と、国民が信じていた地方裁判所・高等裁判所・最高裁判所が捏造した「虚偽の判決書」なのです！

信じられないでしょう。信じたくないでしょう。

しかし「事実」なのです！

平成3年 7月29日、東海銀行が警視庁に「告訴状」を捏造して銀行員を告訴。

平成3年 11月20日、逮捕状「有印私文書偽造同行使、詐欺罪」が発布される。

平成3年 12月17日、警視庁捜査員に南シナ海上空で逮捕され、警視庁万世橋警察署留置場に勾留された。全く身に覚えのない逮捕容疑であり、取調べに対して完黙否認する。

平成4年 1月 7日、100億円の「詐欺、有印私文書偽造同行使罪」で起訴。

平成4年 1月 7日、30億円の「有印私文書偽造同行使、詐欺罪」で再逮捕され、全く身に覚えのない逮捕容疑であり完黙否認する。

平成4年 1月28日、30億円の「詐欺、有印私文書偽造同行使罪」で追起訴。

平成4年 4月30日、東京地方裁判所104号法廷でマスコミ注視の中、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の審理を開廷した。

平成5年2月10日、150億円の「有印私文書偽造同行使、詐欺罪」で再々逮捕され、不当逮捕にハnst・血のバトル行い、完黙否認する。
平成5年2月19日、東京拘置所に、やっと血のバトル行い移監された。
平成5年3月3日、150億円の「詐欺、有印私文書偽造同行使罪」で追起訴。
平成9年3月19日、一審判決「懲役11年」が宣告され控訴。
平成11年3月26日、二審判決「控訴棄却」が宣告され上訴。
平成15年3月27日、最高裁決定「上訴却下」が宣告され「異議申立」を行った。
平成15年3月30日、「異議申立書」333ページを提出した。
平成15年4月11日、最高裁決定「異議申立却下」これで受刑者となる。
平成15年5月20日、東京拘置所から刑務所に移監。一審450日、二審650日、最高裁900日、合計2000日の未決通算を刑期11年から差し引いた残刑5年6ヶ月を刑務所で過ごした。
平成20年10月2日、仮釈放を拒否して、自ら満期願いを刑務所に提出し、満期出所した。

全く身に覚えのない『ノンバンクから総額280億円も騙し取った』はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と国家権力は承知して、国と銀行が犯した『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』『国家犯罪』を隠蔽するため私を、逮捕・起訴し、裁判所が「有罪」を宣告し「犯罪者」に仕立て上げ、投獄され、社会復帰まで17年「無法国家」との、壮絶な闘いの日々でした。

社会復帰してからも、国家権力が、何故私を「犯罪者」に仕立て上げたのか有りとあらゆる手段を使い証拠を集めまくり、国家権力が「国際保険金詐欺」を為すため、私を「犯罪者」に仕立て上げた、隠蔽工作で隠蔽された『真実』を、こうして証拠を提示して、明らかにできるまで13年かかりました。

恐るべき『真実』まで30年です！

平成3年12月17日、何がなんだか何も分かず逮捕され、捜査員の取り調べに対して「完黙否認」を貫き、本件詐欺事件と闘い続けた結論は、はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話と百も承知して、捏造した隠蔽工作で隠蔽された『真実』に到達したのです。

その『真実』とは、

国と東海銀行が犯した、国際決済銀行（BIS）を欺く「BIS規制8%」をクリア操作する違法行為『国際金融犯罪』を立証する、秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、銀行のダミー預金者を捏造して、秋葉原支店の「財産」貸出資産（ニセ札）を偽造する『有価証券偽造罪』を犯した、その挙句に、銀行のダミー預金者名義で総額630億円（13件）の損失金を発生させた『国家犯罪』を隠蔽するため、国家権力総がかりで、隠蔽工作を行ったことが『真実』なのです。

その隠蔽工作とは、

違法行為『国際金融犯罪』を立証する、秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、銀行のダミー預金者を捏造して、秋葉原支店の「財産」貸出資産（ニセ札）を偽造した『有価証券偽造罪』を隠蔽するため、はじめから『この世に存在しない』銀行員個人が犯した「有印私文書偽造同行使罪」を「告訴状」でデッチ上げ警視庁に「告訴」し、全ての責任を銀行員個人に押し付けた隠蔽工作だったのです。

絶対に許すことができないことは、国と東海銀行が無理矢理、その「銀行員を操る3300億円の黒幕」首謀者に私を仕立て上げ、逮捕・起訴して、裁判所が「犯罪者」に仕立て上げた目的は、総額630億円「粉飾決済」と英国の保険組合ロイズに保険金支払請求し、保険金総額660億4243万円を騙し取り損失補償した、暴挙なのです。

基本的人権を無視した恐るべき暴挙！

平成4年1月16日、大蔵省「銀行局」の方針に従い、東海銀行がノンバンクと「債権譲渡契約書」を締結し、銀行員の使用者責任として、ノンバンクが被った「被害金」総額630億円をデッチ上げ、被害弁済する「粉飾決済」を捏造したのです。

そして、回収不能な損害金債権として、平成4年3月決算期に一括償却した「粉飾決算」不正会計処理を行い、銀行のダミー預金者名義で発生させた総額630億円の損失金を、銀行員が犯した「損害金」にすり替える隠蔽工作を行ったのです。

東海銀行は、秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、銀行のダミー預金者名義で発生させた、総額 630 億円の損失金を「損害金」にすり替え、英国の保険組合ロイズに保険金支払請求し、保険金総額 660 億 4243 万円を騙し取り損失補償したのです。

私には「基本的人権」があるのです。憲法で護られているのです。だから憲法と法律を信じて「無法国家」を追及します。国が国法を無視して自分達の利権と身の保全に走ったマネーゲーム「国政と金」利権政治が、許せないのです。

だから30年、闘うのです！

今こそ国民は『真実』を知るべき時なのです！

各銀行は、全国銀行協会連合会（以下、全銀協と記載）に、平成3年3月末決算期に巨額な「数字」の決済ができない「現状」を報告したのです。銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金が発生した「数字」の処理です。

処理方策は「銀行員」が銀行内で個人的に偽造した、預金担保債権「約束手形債権」(CP)をデッチ上げ「債権譲渡契約書」で、ダミー預金者に知られずに処理しなければ、銀行ぐるみ銀行の「財産」貸出資産を偽造した『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』『国家犯罪』が公になり我が国の金融経済社会は破滅に導かれます。

国民の常識を根底から覆す隠蔽工作！

平成3年2月、海部政権が「銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」政治判断を下し大蔵省「銀行局」に隠蔽工作进行を指示したのです。信じたくない隠蔽工作进行を証拠を提示して立証して行きます。

大蔵省「銀行局」が『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』『国家犯罪』を国民に隠蔽した隠蔽工作は難解を極め、一般市民には理解不能の超一級の金融法律知識が駆使された、その上に「Aステージ」「Bステージ」「Cステージ」「Dステージ」と複雑な多層構造を呈しています。

一般市民には、到底理解することが出来ない、隠蔽
工作を国家権力が行った「背景事情」を立証します。

「Aステージ」

富士銀行赤坂支店を舞台（ステージ）に、銀行がノンバンクと約5年間継続した「BIS規制8%」クリア操作をするため、大蔵省「銀行局」が銀行に認めた、総額7167億円（147件）金融機関内限定の取引です。

東海銀行秋葉原支店を舞台（ステージ）に、銀行がノンバンクと約5年間継続した「BIS規制8%」クリア操作をするため、大蔵省「銀行局」が銀行に認めた、総額1930億3600万円（75件）金融機関内限定の取引です。

「Bステージ」

平成3年7月25日、富士銀行赤坂支店を舞台に、銀行員がノンバンクと約5年間継続した、預金担保融資取引を悪用して、預金担保債権「架空預金証書」と質権設定承諾書を偽造して、総額2600億円（51件）を騙し取った、はじめから『この世に存在しない』犯罪を富士銀行副頭取が記者会見を開き「告訴」をマスコミに公表しデッチ上げたのです。

平成3年7月27日、東海銀行秋葉原支店も銀行員がノンバンクと約5年間継続した、預金担保融資取引を悪用して預金担保債権「架空通知預金通帳」と質権設定承諾書を偽造して、総額630億円（13件）を騙し取ったはじめから『この世に存在しない』犯罪を東海銀行副頭取が記者会見を開き「告訴」をマスコミに公表しデッチ上げたのです。

ところが「Aステージ」に、現職大蔵大臣橋本龍太郎氏が関与していることが判明し「Bステージ」の隠蔽工作では、公判維持が出来ないと大蔵省「銀行局」が判断した結果「Cステージ」をデッチ上げ、富士銀行事件を処理した、違法捜査を隠蔽するため前述した「Dステージ」をデッチ上げたのです。

後に「Aステージ」「Bステージ」「Cステージ」「Dステージ」を詳細に立証します。

マスコミ報道に国民は騙されているのです。

マスコミ報道に対して、一般市民である民間人には、別世界の話です。これが300万とか500万円の「預金証書」とか「通知預金通帳」なら、大騒ぎになります。何千億円ですから別世界の話です。無関心で興味すら持ちません。

国民が、銀行法に則して、新聞報道された、ノンバンクの被害金、一件50億円、一件100億円、などという非常識な金額に関心を持ち、大騒ぎをすれば、国と銀行が犯した『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』を隠蔽する異常なデッチ上げ話が、すぐに明らかになります。

大蔵省の責任を国民が徹底的に追及します。大変な疑獄事件になります。

ましてや大蔵省「銀行局」が、国際金融政策として国際決済銀行（BIS）を欺く金融機関内限定条件付きで、銀行に認めた極秘特別「プロジェクト」です。大蔵省でも「銀行局」上層部しか知らない、当然のこと大手都市銀行内でも知っているのは限られた人間だけです。

ノンバンクも上層部だけが知っている、極秘特別「プロジェクト」に一般市民である民間人が介入することは不可能です。極秘特別「プロジェクト」です。大蔵省「銀行局」が、銀行に認めた、銀行の「私設造幣局」です。

銀行が銀行のダミー預金者名義で、一件50億、一件100億でも「金銭の伴わない」定期預金・通知預金「架空預金」と銀行の「約束手形」と200円の収入印紙があれば銀行の「財産」貸出資産を、何千億でも偽造するニセ札作り『有価証券偽造罪』を大蔵省「銀行局」が認めた『国家犯罪』です。

誰も外部に話しません。話せば、我が国の金融経済社会は破滅します。ですから話せないのです。私は、はじめからノンバンクの融資金に疑問を持っていたのです。100億円の協力預金は、経済の原理原則で絶対に存在しないのです。ノンバンクが存在しない協力預金の融資金を用意できるわけではないのです。

各銀行がノンバンクに、銀行の「財産」貸出資産を担保に融資した、銀行のカラクリ『真実』を暴くのに「30年」もの時間と労力と資金を費やしました。

本件詐欺事件話をデッチ上げた舞台（ステージ）は大手都市銀行です。

今更、申すまでもなく銀行業が公共性を持ち、銀行業務の適否は一国の信用秩序の維持、ひいては一国の経済運営に重大な影響がある。何よりも、民間企業である銀行の主たる「債権者は預金者」一般公衆なのです。

銀行は、債権者群を有しているので預金者の利益を法的に保護し、国民の預金という形態で個々の財産をなし資産形成に関し、当該財産の預かり主である銀行の全く自由意思に委ねることはせず、銀行法で「銀行経営の健全性を要請し、個々の銀行の組織、経営の在り方に対して、営業免許制度・自己資本充実の要請・銀行業務の範囲の明確化等の規制を課し大蔵行政が日常の監督をする」条文化されているのです。

国民は、銀行法で「条文化されている」と言われても分かりません。興味も持ちません。銀行を信頼できる、そう信じているから大事な財産（お金）を預けています。

銀行は、信頼できない『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』を犯した民間企業です。その証拠「銀行法」を分かりやすく解説して立証して行きます。

今更、申すまでもなく銀行業が公共性を持ち、銀行業務の適否は一国の信用秩序の維持、ひいては一国の経済運営に重大な影響がある。何より民間企業である銀行の主たる「債権者は預金者」一般公衆なのです。

銀行は、債権者群を有している債務者なのです。債権者である預金者と金銭消費貸借契約書を結び預金者の預金を法的に保護し、運用して利益をあげて預金者に金利を支払う形態で運営されている民間企業です。

銀行は、債務者として大切な預金者の預金資金を貸付けた、『銀行の「財産」貸出資産は銀行の全く自由意思に委ねることはせず』と、銀行法で条文化されている。

大蔵省「銀行局」が、何が何でも法を無視して隠蔽しなければならないのは、預金資金を貸付けた『銀行の「財産」貸出資産』を偽造した『有価証券偽造罪』なのです。

銀行が「財産」貸出資産を流動化（売却）圧縮することで自己資本比率向上を実現させたのです。銀行の「財産」貸出資産を偽造した預金担保債権「約束手形債権」（CP）「金融商品」一式（ニセ札）をノンバンクに売却すれば、自己資本金「現金」つまり不正資金「数字」になる、銀行のカラクリこそ『真実』の『入り口』にたどり着いた「証」です。

皆様、（ニセ札）不正資金を、説明します。大蔵省「銀行局」が各銀行に「金銭の伴わない」普通預金・通知預金・定期預金「架空預金」を認めたことを、何が何でも隠蔽することだったのです。金融機関だけが法律で認められた、ニセ札も現金も「数字」です。

銀行法で、銀行は「金銭確認」して「数字」を使うことが許されているのです。「金銭の伴わない」ことを承知して作成した「架空預金」こそ、大蔵省「銀行局」が国際決済銀行（BIS）を欺く、国際金融政策の大失態「数字」が、撒き散らされた、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」を構築し崩壊を招いた「バブルの正体」なのです。

絶対に許されない、大蔵省「銀行局」が認めた「金銭の伴わない」定期預金・通知預金「架空預金」を用いた、銀行の「財産」貸出資産の偽造なのです。

国と東海銀行が犯した、国際決済銀行（BIS）を欺く、国際金融政策の大失態なのです。「BIS規制8%」に対応した武器「BIS規制8%」をクリア操作した『国際金融犯罪』を約5年継続した違法行為の「証」が『有価証券偽造罪』です。

『有価証券偽造罪』の立証！

秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、銀行のダミー預金者を捏造して「金銭の伴わない」通知預金「架空預金」を用いて、店頭手形貸付取引「秋葉原支店⇔ダミー預金者」を装い、秋葉原支店の「財産」貸出資産（ニセ札）を偽造する『有価証券偽造罪』を犯したのです。

国際金融犯罪の立証！

各銀行は、金融機関内限定条件付きで支店を舞台に行う「BIS規制8%」クリア操作の資金を自分の系列ノンバンクに特別融資枠200億円～500億円を与えたのです。

しかし、実態は金融機関内限定条件付き極秘特別「プロジェクト」内で銀行の「財産」貸出資産である預金担保債権「約束手形債権」(CP)「金融商品」一式を偽造した『有価証券偽造罪』を立証する証拠は各銀行が手元で保管します。

各銀行は、銀行の特別融資枠からノンバンクに融資金を貸付、金融機関内限定条件付で、銀行の「財産」貸出資産である「譲渡性預金担保債権」(CD)や「約束手形債権」(CP)一式「金融商品」を流動化(売却)する他行預金担保融資取引「支店⇔ノンバンク」を約5年継続し「BIS規制8%」クリア操作『国際金融犯罪』を犯して国際決済銀行(BIS)を欺いたのです。

皆様、これが金融機関内限定条件付きで「BIS規制8%」を回避する銀行のクラクリです。銀行が「財産」貸出資産を偽造して、流動化(売却)圧縮することを装い自己資本比率向上を実現させたのです。金融機関内で(ニセ札)が自己資本金「現金」になるのです。銀行⇒ノンバンク⇒支店です。ノンバンクは運び屋です。支店⇒ノンバンク⇒銀行です。ですから偽造された、銀行の「財産」貸出資産は銀行が保管します。絶対に極秘なのです。発覚すれば我が国の金融経済社会は破滅します。

ノンバンクは銀行の特別融資枠から得た資金を、金融機関内限定条件付で、銀行の「財産」貸出資産である「譲渡性預金担保債権」(CD)や「約束手形債権」(CP)一式「金融商品」を流動化(売却)する他行預金担保融資取引「支店⇔ノンバンク」をシステムどおり民事取引を行い手数料と金利を得ていた「運び屋」です。

これが『真実』です！

皆様、ニセ札が「お金」になったのです。

各銀行は「BIS規制8%」クリア操作のシステムどおり、ノンバンクから他行預金担保融資取引で得た融資金に先取りされた金利を加えて、銀行の預金担保になっていた、銀行のダミー預金者名義の「架空預金」を銀行のダミー預金者名義で本物の「大口預金」（定期預金・通知預金）を作成し、7日後の返済期日に取り崩してノンバンクに返済するのです。

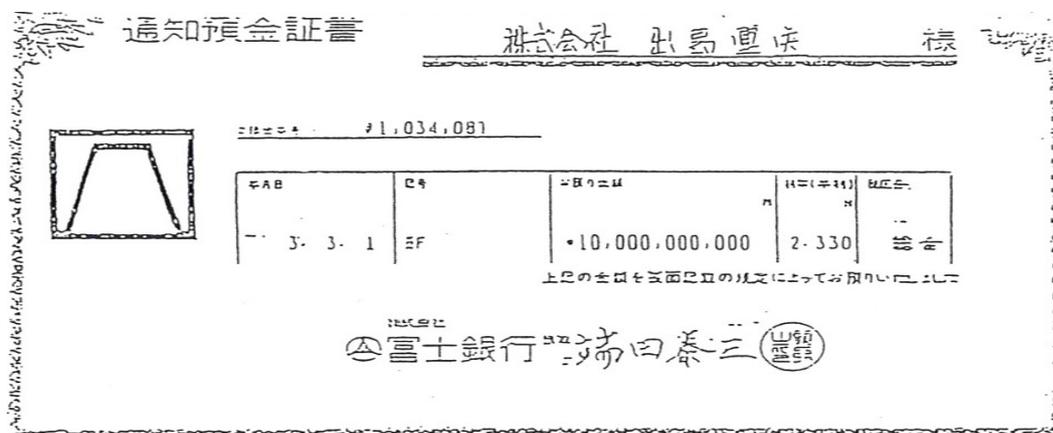
皆様、大蔵省「銀行局」が銀行に認めた、ニセ札が自己資本金「現金」になり、流動性預金「大口預金」（定期預金・通知預金）に、なるカラクリです。

これで、システム化された、銀行の「財産」貸出資産を偽造した『有価証券偽造罪』を犯した、自己資本比率計測用「数字」の水増し、BIS規制8%」クリア操作『国際金融犯罪』が終了です。

昭和62年9月5日～平成3年6月5日まで、富士銀行赤坂支店極秘特別「プロジェクト」内で、銀行ぐるみ銀行のダミー預金者名義を用いて銀行の「財産」貸出資産「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品一式を、約5年に亘り総額7167億円(147件)偽造した『有価証券偽造罪』を犯して、総額2600億円(51件)の損失金を発生させたのです。

平成3年3月1日、富士銀行赤坂支店極秘「特別プロジェクト」内で、銀行のダミー株式会社出島運送名義を捏造した、銀行の「財産」貸出資産（ニセ札）を偽造した100億円の「譲渡性預金担保債権」(CD)を検証してください。

富士銀行赤坂支店のニセ札、100億円の「譲渡性預金担保債権」(CD)です。



誰でも判断できる、特殊な株式会社出島運送名義の『宛名が手書き、頭取の名前も手書き、頭取の印も偽造』された、100億円の「財産」貸出資産を偽造した『有価証券偽造罪』を犯した「譲渡性預金担保債権」(CD)金融商品一式を「BIS規制8%」クリア操作として大蔵省が認めた『国際金融犯罪』です！

昭62年3月11日～平成3年6月28日まで 秋葉原支店極秘「特別プロジェクト」内で、銀行のダミー預金者名義を用いて秋葉原支店の「財産」貸出資産である預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式、総額1930億3600万円(75件)を偽造し、総額630億円(13件)の損失金を発生させたのです。

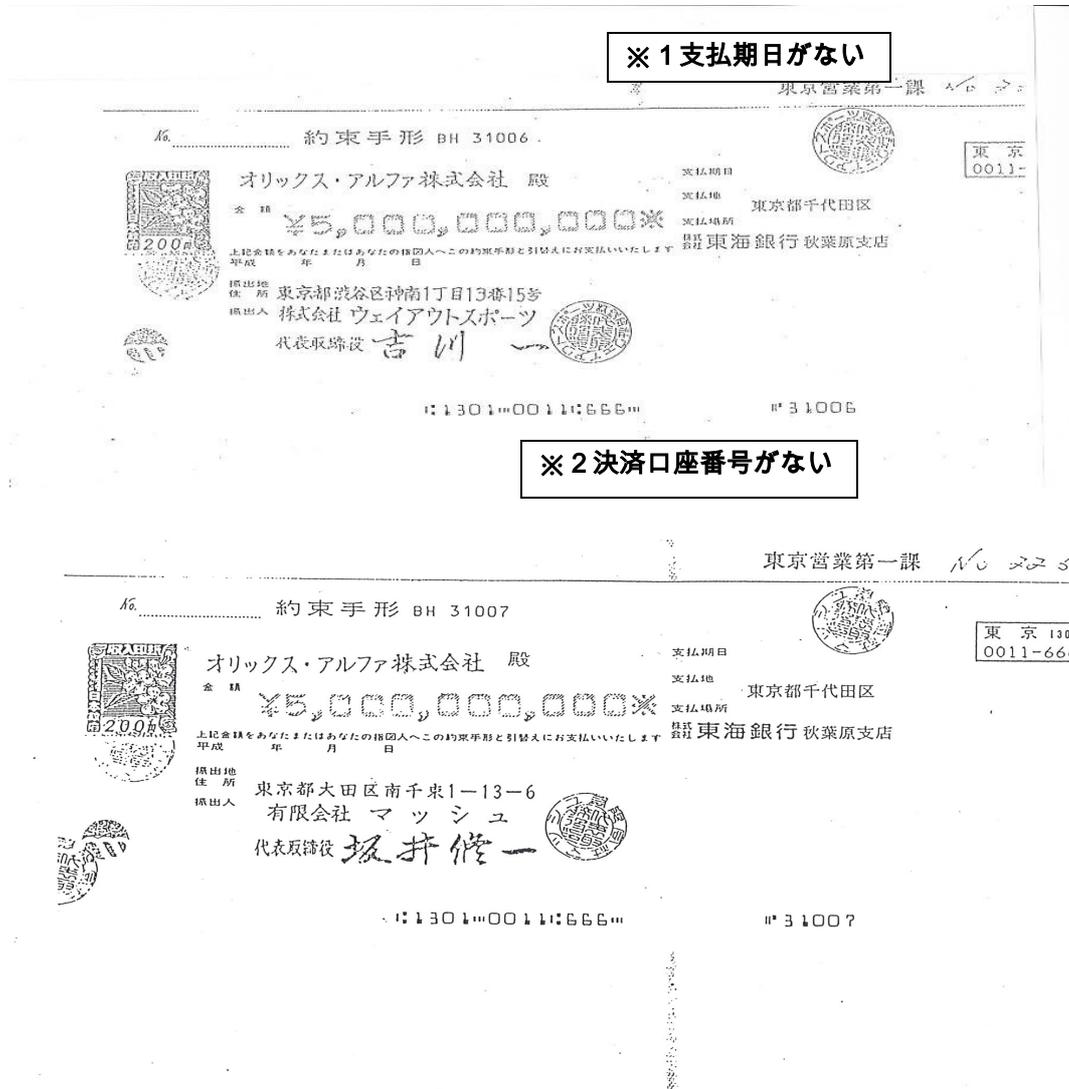
その「事実」を立証した東海銀行秋葉原支店・富士銀行赤坂支店が同時期同様に「BIS規制8%」クリア操作取引をした実績表です。

富士銀行赤坂支店取引実績				年度	東海銀行秋葉原支店取引実績			
借受名義人	件数	定期 通知	取引金額	4月～3月末	取引金額	定期 通知	件数	借受名義人
2社	2	9 0	26億 円	1987年 (S62年)	6億4千 万円	1 1	4	4社
+1 3社	23	23 1	626億 円	1988年 (S63年)	102億3千 万円	6 4	11	4社 1個人
+3 6社 3個人	45	20 9	1205億 円	1989年 (S64年、H1)	327億円5千 万円	11 9	21	+2 +1 6社 2個人
+3 +1 9社 4個人	27	20 24	2540億 円	1990年 (H2)	859億1千 万円	6 19	27	+8 +1 14社 3個人
+10 +1 19社 5個人	52	20 32	2770億 円	1991年 (H3年6月まで)	590億 円	13 0	12	+3 17社 3個人
19社 5個人	143	88 56	7167億 円	合計	1930億36千 万円	24 56	75	17社 3個人

此の実績表は、警視庁捜査第二課富士銀行特別捜査班が富士銀行赤坂支店内の帳票類を解明解析した弁護人立証証拠(弁35号証)と警視庁捜査第二課東海銀行特別捜査班が秋葉原支店内の帳票類を解明解析した検察官立証証拠(甲129号証)法廷に証拠請求して採用された公的な証拠です。

何故「ニセ札」なのか、本件詐欺事件話デッチ上げの舞台(ステージ)になった秋葉原支店「Aステージ」を用いて立証します。尚、立証には、起訴(一)はじめから『この世に存在しない』本件詐欺事件話の被害者、オリックスアルファと借受名義人ウェイアウトスポーツ・マッシュをデッチ上げた証拠を用いて行う。

「ニセ札作り」を立証した「約束手形」二葉をご検証してください。



(秋葉原支店の手形用紙 BH31006・BH 31007 を用いています。)

驚くことにウェイアウトスポーツ・マッシュユは「約束手形」を知りません。

「甲 160 号証」会社登記簿謄本によれば平成 3 年 5 月にウェイアウトスポーツはペーパーカンパニーとして売却され、本件詐欺事件が行われたとデッチ上げた平成 3 年 6 月 13 日の後平成 3 年 6 月 14 日、取締役が全員辞任しています。代表取締役社長が 28 歳の吉川に入れ替わり、本件事件当時（平成 3 年 6 月）は休眠状態だったことが明らかになっています。

同様に マッシュも「甲 161 号証」会社登記簿謄本によれば 資本金 300 万円の従業員三人で納税額がわずか 8500 円の小さな会社です。50 億円の「約束手形」を振出す合理的な理由は何処にもないのです。（第 5 章を参照ください）

経済社会の常識で、平成 3 年 6 月 13 日、休眠状態の会社が秋葉原支店内応接室で銀行員から偽造された「50 億円の質権設定承諾書」を交付される合理的な理由は何処にもないことは警視庁の人間でなくとも誰でも分かる常識なのです。

本当に国民をなめきっています。

大蔵省が、国際決済銀行（BIS）を欺くため、金融機関内限定条件付きで認めた極秘特別「プロジェクト」内で「BIS 規制 8 %」クリア操作限定、秋葉原支店のダミー ウェイアウトスポーツ・マッシュ各名義で、秋葉原支店の「財産」総額 100 億円の貸出資産、一般貸出債権（財産権）を偽造した「有価証券偽造罪」です。

「ニセ札作り」を立証した秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」！

平成 3 年 6 月 12 日、国際決済銀行（BIS）を欺く国際金融政策として大蔵省「銀行局」が認めた、秋葉原支店極秘特別「プロジェクト」内で、秋葉原支店のダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ 名義で、銀行業務では考えられない、絶対に許されない「金銭の伴わない」通知預金「架空預金」を用いた秋葉原支店の「財産」貸出資産（ニセ札）預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式を作成した、秋葉原支店の犯罪構造と犯罪取引構造 を立証します。

「A ステージ」を立証する 犯罪構造と 犯罪取引構造！

犯罪構造 秋葉原支店ぐるみ秋葉原支店のダミー預金者ウェイアウトスポーツ・マッシュ 名義で「金銭の伴わない」50 億円の通知預金「架空預金」を偽造して、店頭手形貸付取引を装い秋葉原支店の「財産」貸出資産（ニセ札）である預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式を偽造した『有価証券偽造罪』を犯した『国際金融犯罪』を立証した。

犯罪取引構造 店頭手形貸付取引「秋葉原支店⇔ダミー預金名義人ウェアアウトスポーツ・マッシュ」です。

これが、秋葉原支店の「財産」貸出資産（ニセ札）を立証した預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式です。（1）「約束手形」（原本）

東京営業第一課

約束手形 BH 31006

オリックス・アルファ株式会社 殿

金額 **¥5,000,000,000***

支払期日 支払地 支払場所

平成 年 月 日 東京都千代田区 東海銀行 秋葉原支店

振出地 住所 東京都渋谷区神南1丁目13番15号

振出人 株式会社 ウェアアウトスポーツ

代表取締役 **吉川**

東京 0011-

130100110666

31006

(2) 「銀行預金担保差入証」（原本） (3) 「質権設定承諾書」（原本）

甲第一八號 銀行預金担保差入証

オリックス・アルファ株式会社 御中

債務者が貴社に対し、現在及び将来負担する取引上の一切の債務の担保として、後記の銀行預金の元利息の支払をうける権利について下記約定により貴社のため質権を設定します。

約 定

1. 当社が貴社に対する債務を1箇1部たりとも履行しないときは、他の一切の債務についても期限の利益を失い、ただちに質権を実行されても異議なく、なる不足金を生じたときは、ただちに現金で支払います。
2. 下記の償金を期日到来ごとに書き替えるにたり、証書の合併、分割、減額または利息を元加した場合、また期間・利率を変更した場合であっても、書き替えられた預金は引き続きこの差入証による担保といたします。ただし貴社において債権保全上必要と認められたときは、債務者の債務の期限が未到来の場合でも質権を実行され、貴社が適当と認める順序方法により債務の弁済に充当されても異議ありません。
3. 本書差入後さらに本預金の質権設定につき銀行の承認を取付けます。上記約定の証として預金証書とともに本書を差入れます。

平成 3 年 6 月 13 日

債 務 者 東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェアアウトスポーツ
代表取締役 **吉川**

質権設定者

銀行預金の表示

金額	15,000,000,000
口座番号	121216
証書番号	
証書発行日	平成 3 年 6 月 13 日
元利息支払期日	
預金名義人	株式会社 ウェアアウトスポーツ

甲第一八號 質権設定承諾依頼書

東海銀行 / 千代田支店 御中

平成 3 年 6 月 13 日

債務者兼 質権設定者 東京都渋谷区神南1丁目13番15号
株式会社 ウェアアウトスポーツ
代表取締役 **吉川**

質 権 者 東京都中央区京橋2丁目8番18号
オリックス・アルファ株式会社
代表取締役 **湯村 康**

債務者がオリックス・アルファ株式会社に対して現在および将来負担する一切の債務の担保として、預金名義人が貴行に対する当座銀行預金債権のうち質権を設定し、その預金証書を質権者に交付したことを御承諾下さいますよう、預金名義人および質権者が連署を以て依頼申し上げます。

記
貴行 〇〇支店 支店発行通帳、預金金 5,000,000,000 円
ただし、証書番号: 〇〇〇〇〇
預入日: 平成 3 年 6 月 13 日
満期日: 平成 年 月 日
預金名義人: (研) ウェアアウトスポーツ

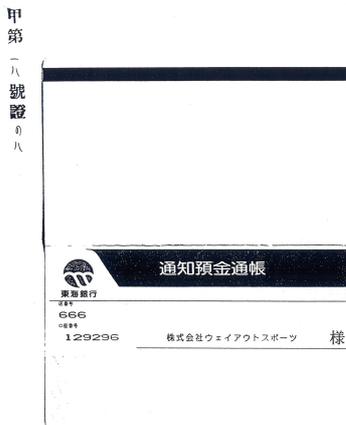
なお、満期日以後も質権解除通知書提出日まで本件質権は有効に継続するものとします。

上記預金に対する質権設定を異議なく承諾します。
平成 3 年 6 月 13 日

東京都千代田区神田平河町3番地1
株式会社 東海銀行秋葉原支店
支店長 本谷 絃三

第 五 四 三 号

(4) 通知預金通帳 (原本)



(5) 預金払戻解約書 (原本)

甲第一八號證の九

秋葉原支店の「財産」貸出資産（ニセ札）を立証した、預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式です。（1）「約束手形」（原本）（2）「銀行預金担保差入証」（原本）（3）「質権設定承諾書」（原本）（4）通知預金通帳（原本）（5）預金払戻解約書（原本）は、絶対にバラバラになりません。

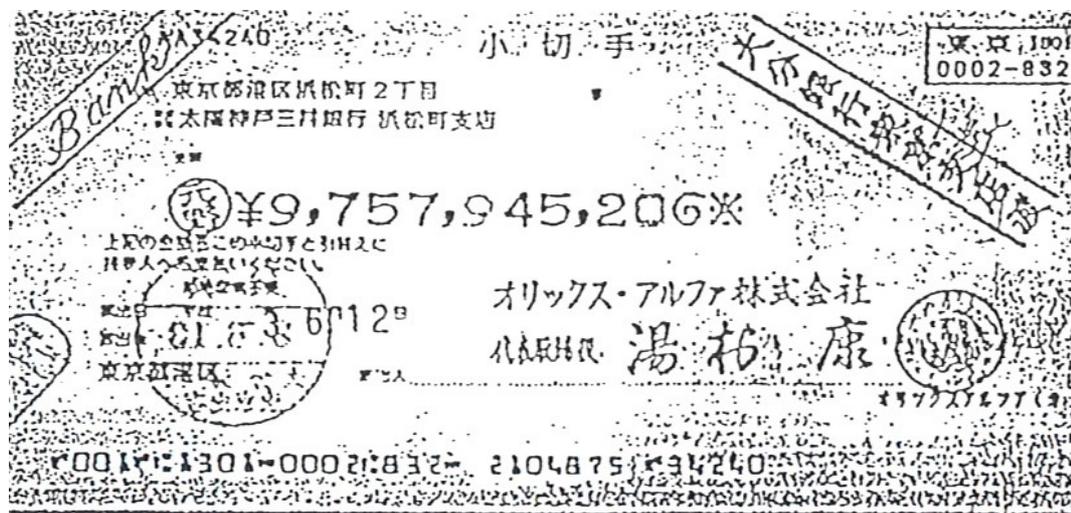
オリックスアルファが平成3年6月13日、返済期日を平成3年9月13日「BIS規制8%」クリア操作、自己資本比率計測「数字」水増し用の他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇄オリックスアルファ」をシステムどおり、手形割引取引を行いました。

平成3年6月13日、秋葉原支店がオリックスアルファとシステム通り行った他行預金担保融資取引を立証します。

秋葉原支店が金融機関内限定条件で認めた「BIS規制8%」クリア操作用リスクウェイト20%の預金担保債権を流動化（売却）するためオリックスアルファに大分銀行東京支店が「買取り資金枠」を用意したのです。

平成3年6月12日、オリックスアルファ融資担当者川合潤治が東海銀行秋葉原支店に行き、ダミーウェイアウトスポーツ・マッシュ名義の各50億円、秋葉原支店の「財産」貸出資産である、特殊な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式（原本）を、システムどおり受け取りました。

平成3年6月12日、オリックスアルファ融資担当者川合潤治が、特殊な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式（原本）を 経理に渡したから東海銀行秋葉原支店に支払う「BIS規制8%」クリア操作資金を、太陽神戸三井銀行浜松町支店振出小切手を平成3年6月12日、経理が作成することが出来るのです。



この平成3年6月12日、振出した小切手は、特別な「特定線引小切手」（大分銀行東京支店渡）という、大分銀行の融資枠を使用することを表しているのです。オリックスアルファは、自社の大分銀行東京支店口座に他店券で「小切手入金」をして大分銀行東京支店の「BIS規制用の専用融資枠」から融資を受けたのです。

オリックスアルファは、秋葉原支店以外に作成することの出来ない「BIS規制8%」クリア操作、秋葉原支店の「財産」貸出資産である特殊な預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式(原本)を用いて他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステム通り民事取引を行い手数料と金利を得ただけなのです。

取引構造 他行預金担保融資取引「東海銀行秋葉原支店⇔オリックスアルファ」
取引内容 オリックスアルファは、金融機関内限定条件で秋葉原支店の「財産」貸出資産、特殊な「約束手形債権」(CP)を流動化(売却)用、他行預金担保融資取引をシステムどおり民事取引を行い手数料と金利を得たのです。

皆様、秋葉原支店は、秋葉原支店の「財産」貸出資産(ニセ札)である預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式を偽造して、オリックスアルファから金利を差し引かれた、融資金9,757,945,206円を得たのです。秋葉原支店は、差し引かれた金利242,054,794円を加えて「ニセ札」が「100億円の現金」自己資本金を手に入れたのです。

秋葉原支店は、こうして手に入れた「100億円の現金」を、バブル景気の湧く各市場で運用した、返済金に充当したのです。(第5章を参照ください。)

起訴状(一) ウェイアウトスポーツとマッシュの100億円は平成3年6月28日私と全く関係ない秋葉原支店のダミー名義会社の返済金に使用されています。起訴状(二) ウェイアウトスポーツ30億円も秋葉原支店の返済金に使用されています。

極秘特別「プロジェクト」内で、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」が行った「BIS規制8%」クリア操作資金を立証したのです。

重要なことなので、もう一度申し上げます。

平成3年6月13日、オリックスアルファは、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」の取引を行いシステムどおり行っています。本件詐欺事件は存在しない。はじめから『この世に存在しない』のです。

皆様、恐るべき『真実』は、国際決済銀行（BIS）を欺く、国際金融政策の大失態なのです。大蔵省が銀行に『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』を認めた、不正資金が国民を踊り狂わせた、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招き、多くの国民を自殺に追い込んだ、悲劇の元凶だったのです。

ここからが悲劇の元凶「Aステージ」なのです。

各銀行は担保になっている銀行のダミー預金者名義の「大口預金」（定期預金・通知預金）を取り崩し、収益第一主義に走りバブル景気に湧く各市場で不正に運用したことが、国民を踊り狂わせた、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた元凶なのです。

恐ろしい『真実』です！

皆様、狂乱マネーゲーム「バブル経済社会」の構築と崩壊を招いた原資金こそ、ニセ札が「お金」になった不正資金なのです。つまり「ニセ札」と銀行は承知して大蔵省「銀行局」が認めた、バラマキ金融政策です。まさに「金融公害」なのです。

即ち国際決済銀行（BIS）を欺く国際金融政策の名の下に大蔵省（現財務省）が各銀行に金融機関内限定条件付きで「BIS規制8%」クリア操作用に「魔法のポケット」ニセ札作り『有価証券偽造罪』を犯した『国際金融犯罪』を認めた事が、今日の金融経済社会を破滅させ、世界一の借金大国になった原因なのです。

国民が、金融政策に無関心だから、国は舐めきっています！

国際決済銀行(BIS)・『国際金融犯罪』『有価証券偽造罪』極秘特別「プロジェクト」も、何千億とか、一般市民には全く、縁のない話です。

狂乱「バブル経済社会」構築の実態！

各銀行が競って「魔法のポケット」で偽造した（ニセ札）不正資金を、顧客に「VIP特別融資枠」と称して見境なく無理矢理に「使え！使え！」と過剰貸付をした事をもうお忘れですか？

金融機関の大口としては、保険会社、証券会社、債券会社、ファイナンス会社等に「魔法のポケット」ダミー預金者名義で偽造した（ニセ札）不正資金を、銀行ぐるみ運用したのです。

銀行はトラックで50億円、100億円の（ニセ札）を運ぶわけではないのです。

金融機関は為替取引を「数字」で行います。金融機関は「金銭確認」をして「数字」を作成し、決済すべき金融機関が決済します。決済しなければ破産です。

皆様、（ニセ札）不正資金を、説明します。大蔵省「銀行局」が各銀行に「金銭の伴わない」普通預金・通知預金・定期預金「架空預金」を認めたことを、何が何でも隠蔽することだったのです。金融機関だけが法律で認められた、ニセ札も現金も「数字」です。

銀行法で、銀行は「金銭確認」して「数字」を使うことが許されているのです。「金銭の伴わない」ことを承知して作成した「架空預金」こそ、大蔵省「銀行局」が国際決済銀行（BIS）を欺く、国際金融政策の大失態「数字」が、撒き散らされた「バブルの正体」なのです。

皆様、国民は「バブル経済」の意味が分からず、知らずにいます。知らせましょう。「バブルの正体」は「ニセ札」が撒き散らされた、大蔵省の大失態なのです。金融政策の大失態なのです。

不動産市場では地上げ資金・ゴルフ会員権購入資金・株式市場では株式購入資金・仕手戦の資金として、債権市場では外貨預金購入資金等等、異常な特別融資をしたのです。この原資金は、ノンバンクに金利を払い「BIS規制8%」クリア操作を用いて「魔法のポケット」で偽造した、ダミー預金者名義の（ニセ札）「数字」の不正資金です。

各銀行は本来の姿を見失い、銀行ぐるみ『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』不正と腐敗の限りを犯したのです。その姿こそ、「金融公害」そのものです。各銀行が国民を不幸のどん底に引きずり込んだ「金融公害」マネーゲーム狂乱「バブル経済社会」を構築したのです。

皆様に、私が「知らせるべき」事実は、「バブル経済社会」を構築した各銀行の資金は（ニセ札）「数字」の不正資金『有価証券偽造罪』という刑法犯罪を犯した、異常な巨額資金を撒き散らした「バブルの正体」が、日本を、日本人を、変えてしまった『平成の悲劇』なのです。

歴史的事実なのです。私は歴史的事実を立証できる当事者「生き証人」です。

国と銀行が犯した『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』『国家犯罪』が、我が国の金融経済社会を破滅させ「焼け野原」にした全ての元凶なのです。

狂乱「バブル経済社会」崩壊の実態！

平成2年5月、国際決済銀行（BIS）から大蔵省（現財務省）に「リスク・ウェイト20%」から「リスク・ウェイト100%」の通達がなされ、大蔵省（現財務省）が各銀行に「BIS規制8%」クリア操作の禁止と、平成3年3月決算期までに「BIS規制8%」クリア操作資金の精算が通告されたのです。「魔法のポケット」が禁止されたのです。

国際金融政策として認めた国際金融戦争の武器「魔法のポケット」使用を急に国際決済銀行（BIS）が禁止したことが、多くの人々を自殺に追い込んだ、狂乱「バブル経済社会」の崩壊という悲劇を招いた原因なのです。

その悲劇とは、ノンバンクから銀行が平成3年3月末までに、ダミー預金者名義で何千億円もの担保になっている「大口預金」を撒き散らした、マネーゲーム狂乱「バブル経済社会」の構築に不正運用した融資金「魔法のポケット」の決済資金回収です。

お忘れですか？

当時、年間自殺者3万人以上の大半が銀行の厳しい取り立て、「資金の引揚げ」が原因で「多くの倒産で行き場の無くなった中高年男性」「資金繰り行き詰まった企業経営者」です。許されない、政府の国際金融政策の大失態なのです。政策の大失態で、命を失うのは国民です！政府は誰も責任を取らず隠蔽工作で司法を自由自在に操り大失態を隠蔽するのです！

更に「銀行に訳も分からず過剰貸付されマンション・アパート経営をしたその挙句に、全て裁判所の競売で取り上げられた家族」・・・国民を苦しい悲惨な地獄に引きずり込み、多くの自殺者を出した国際金融政策の悲劇です。

マネーゲーム狂乱「バブル経済社会」の崩壊を招いた原因は、各銀行に認められ許されない「バブルの正体」を国民は、今こそ知るべきなのです。

国際金融政策という大義名分を利用した国家権力の暴挙なのです。

各銀行は何としても平成3年3月末の決済資金を作るため、平成2年6月頃から巨額なダミー預金名義で有価証券偽造を用いた「大口預金」を作り、株式投資や不動産投資に望みをかけ再投資したのです。

しかし、平成2年8月の湾岸危機そして平成3年1月の湾岸戦争が勃発した挙句に、平成3年2月の大暴落で我が国の各銀行全体で、180兆円～250兆円というダミー預金者名義の巨額損失金を発生させて、国際金融戦争に敗れてしまったのです。

前述したように富士・東海両行の支店だけでも約1兆円です。国際金融戦争に敗れた我が国の証券・保険・債権・金融機関全体では、我が国の国民総資産2800兆円の半分、1440兆円という恐ろしい巨額損失金を発生させたと言われています。

まるで終戦後、外地で、家族を守るため戦った先人達が祖国に帰り、街も・家も・何もない一面「焼け野原」を見て、驚き・嘆き・啞然として立ち尽くした状況と同じです。その時の状況と全く同じ金融経済社会なのです。

国際金融戦争に敗れた我が国の金融経済社会は一面「焼け野原」になってしまったのです。銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた『国家犯罪』は我が国の金融システムを崩壊し、金融経済社会を破滅させ一面「焼け野原」にしてしまったのです。

「焼け野原」にした責任を誰が取れるのですか？

一般公衆が銀行に自分達の意味でお金を預けることで、自分名義の「預金」が作られるのです。この当たり前の「預金」が自分たちの知らない所で、銀行が勝手に銀行のダミー預金者名義で「金銭の伴わない」何千億円も銀行の「財産」貸出資産を偽造した『有価証券偽造罪』を犯したのです。

その挙句、ダミー預金者名義の流動性預金「大口預金」を作成し、銀行ぐるみで取り崩し、不正運用した銀行が「何千億円」もの巨額な「数字」の損失金を発生させ、金融経済社会を「焼け野原」にした責任を誰が取るのですか？

銀行が銀行のダミー預金者名義で、巨額な「数字」の損失金を発生させてしまったのです。この帳簿上残ってしまう結果となった銀行のダミー預金名義の巨額な「数字」の損失金の処理が大問題なのです。

誰が責任を取れるのですか！

大蔵省（現財務省）と各銀行が、国際決済銀行（BIS）を欺く『国際金融犯罪』国家犯罪を犯したのです。それも「BIS規制8%」クリア操作用に、銀行のダミー預金名義で「架空預金」を偽造した『有価証券偽造罪』を犯したのです。この責任を誰が取れるのですか！

更に、各銀行は『有価証券偽造罪』を犯した『国際金融犯罪』が原因で、マネーゲーム狂乱「バブル経済社会」を構築し崩壊を招き多くの人々を自殺に追い込んだその挙句に、銀行のダミー預金者名義で発生させた巨額「数字」の損失金の責任を誰が取るのですか！

隠蔽工作の方法！

海部政権は、大蔵省（現財務省）が銀行に金融機関限定の条件付きで、数々の違法取引を認めた「BIS規制8%」クリア操作の大失態と銀行のダミー預金者名義で発生させた「バブルの正体」を立証する「数字」を、闇から闇に葬り去る収束処理を指示したのです。

大蔵省（現財務省）は事態の収束策として各銀行がダミー預金者名義で「BIS規制8%」クリア操作用の他行預金担保融資取引で、何千億もの巨額な「数字」の損失金を発生させた処理方針を全国銀行協会連合会(全銀協)と検討・協議したのです。

その結果、銀行のダミー預金者名義で偽造した『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』高額の「金利とマージン」を吸い上げた事実を含め、数々の違法取引『国家犯罪』その『背景』を金融機関一体で完全に外部に隠蔽したのです。

海部政権が「銀行の利益を護る」ことが「国益に値する」という国民を愚弄し政治判断を下し、政府の方針として『国家犯罪』その『背景』を国民に隠蔽するめ非道な、卑劣な、隠蔽工作を大蔵省「銀行局」に指示したのです

大蔵省「銀行局」が犯した、隠蔽工作「Bステージ」！

大蔵省「銀行局」の方針に従い、金融機関・報道機関・司法機関が一体で「Aステージ」富士銀行事件を「Bステージ」金融機関内で全て処理する、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げたのです。

大蔵省「銀行局」は「数字」の収束処理を企てた。

平成3年3月決算期に巨額損失金を発生させた責任を「BIS規制8%」クリア操作を担当した、富士銀行が富士銀行赤坂支店 渉外課長、協和埼玉銀行本店が営業部次長、東海銀行が秋葉原支店得意先係支店長代理に好条件を提示して「汚れ役」を押し付け「犯罪者」に仕立て上げ、銀行内で発生した「被害金」をデッチ上げたのです。

その目的は、極秘「特別プロジェクト」内で銀行ぐるみ、銀行のダミー預金者名義で巨額な「数字」の損失金を発生させた『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』を犯した「BIS規制8%」クリア操作を隠蔽することだったのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、銀行員個人が銀行内で、ダミー名義で預金担保債権を、コピーで偽造した「架空預金証書」と（1）「約束手形」（原本）（2）「銀行預金担保差入証」（原本）（3）「質権設定承諾書」（原本）（4）通知預金通帳（原本）（5）預金払戻解約書（原本）を、スリ替え作業で、完全に隠蔽することができたのです。

ですから、全ての責任を取るせるために「汚れ役」に仕立て上げたのです。

これで、銀行員個人が銀行内で犯罪を犯して、ダミー名義でコピー偽造した「預金担保債権」を担保にした預金担保債権融資取引をノンバンクに申し込み、ノンバンクから融資金を騙し取った、銀行内で発生した銀行の「被害金」をデッチ上げ「損失金」とすり替える「告訴」を記者会見でマスコミに公表する隠蔽工作です。

預金担保債権を銀行内で偽造した取引構造！

犯罪構造 銀行員が個人的に銀行のダミー預金者名義で預金担保債権をコピー偽造して、ノンバンクから巨額な融資金を騙し取ったはじめから『この世に存在しない』有印私文書偽造同行使罪話を東海銀行が『虚偽の告訴状』でデッチ上げたのです。

犯罪取引構造「銀行⇔ノンバンク」

とんでも無い大嘘「虚偽の告訴」を国民に公表したのです。

それぞれ銀行員個人に「汚れ役」を押し付ける、隠蔽工作が新聞報道された信じられない隠蔽の「事実」、信じたくない隠蔽工作の「現実」。

平成3年7月25日

平成3年7月26日

平成3年7月27日



平成3年7月25日、新聞報道された富士銀行赤坂支店事件
被害総額 2600 億円「有印私文書偽造同行使特別背任」で告訴をデッチ上げた。

平成3年7月26日、新聞報道された協和埼玉銀行本店事件
被害総額 80 億円の「有印私文書偽造」で告訴をデッチ上げた。

平成3年7月27日、新聞報道された東海銀行秋葉原支店事件
被害総額 630 億円の「有印私文書偽造同行使」で告訴をデッチ上げた。

国民は報道機関各紙を信用しているので、まさか大蔵省（現財務省）と各銀行が国際決済銀行を欺くために犯した何千・何百億円もの国際金融犯罪と有価証券偽造罪を隠蔽することが「国益に値する」と政治判断して各銀行副頭取が「虚偽の告訴」を行ったなどと誰も思いません。

絶対に許されない 基本的人権の無視！

大手都市銀行の企業戦士といえども「BIS規制8%」クリア操作を担当した渉外課長とか支店長代理得意先係の銀行員に好条件を提示して「犯罪者」という「汚れ役」を憲法で保証された基本的人権を無視して押し付けた、絶対に許されない非道・残酷・残虐な「損失金」と「被害金」のスリ替えを行ったのです。

そして、富士銀行は富士銀行赤坂支店の被害金を富士銀行が銀行員の使用者責任として「肩代わり」東海銀行は「債権譲渡契約書」を締結し「数字」の収末処理「粉飾決算」不正会計処理を図ったのだす。

ところが、大蔵省「銀行局」に衝撃的なスキャンダルが発覚したのです。

大蔵省「銀行局」が「Bステージ」富士銀行事件を処理している矢先の平成3年8月4日から、現職大蔵大臣橋本龍太郎が、富士銀行事件の赤坂支店渉外課長と特別な関係が連日新聞報道され、国会の予算委員会で野党から渉外課長に多数の借受名義人を紹介した、事実が追求され海部内閣が吹っ飛ぶ状況です。

海部首相は政権を護るため、現職大蔵大臣橋本龍太郎に辞任を公表させて、スキャンダル潰しをしたのです。報道機関が、連日スキャンダルを潰すため「タイ王国で銀行員を匿っている」など、ニセ情報を垂れ流し「銀行員を陰で操る3300億円の黒幕」私を首謀者に仕立て上げた、恐ろしい陰謀が渦巻いていたのです。

大蔵省「銀行局」は「Bステージ」では、現職大蔵大臣橋本龍太郎が「BIS規制8%」クリア操作関与しているため諦めます。今度はノンバンクを「被害者」にする「協力預金」名下の預金担保融資取引を私が立案した首謀者に仕立て上げたのです。(第5章を参照してください。)

ある日突然に「事件全体の黒幕」として新聞各紙が報道し、正に暗黒の事態が動き始めたのです。

皆様に、ご理解して欲しいことは、大蔵省「銀行局」が銀行に認めた極秘「特別プロジェクト」内で犯した、マネーゲーム「国政と金」利権政治を立証した現職大蔵大臣橋本龍太郎の不始末と国際金融政策の大失態で、銀行のダミー預金者名義で発生させた不正融資「数字」『有価証券偽造罪』を、隠蔽したことなのです。

大蔵省「銀行局」と東海銀行は、起訴状(一)100億円、起訴状(二)30億円起訴状(三)150億円、総額280億円を、私がノンバンクから騙し取って「使った」と損害金をデッチ上げたのです。私に損害賠償請求する根拠をデッチ上げたのです。私を「起訴」して「債権譲渡契約書」をノンバンクと締結した「粉飾決算」を犯し、損害金を保険請求する国際保険金詐欺」を犯したのです。

私は総額280億円を、一銭も使用していません。
総額280億円を運用したのは、秋葉原支店です。

連日新聞紙上やテレビのワイドショーで大騒ぎしたように、41歳でタイ王国のタニア地区の高層ビルに本社を構え、リゾートホテルや貿易をロイヤル(王室)や華僑と営み、プライベートジェットで世界を飛び回り、オーガスタの隣地にゴルフ場をモナコ・スペイン・カナダ・フィリピン等ホテルを建設中でした。

「犯罪者」というレッテルを貼り付けたマスコミ報道!

タイ王国で「銀行員と一緒に居た」それだけで「巨額な不正資金を使った」「銀行を陰で操る3300億円の黒幕」と金融機関・捜査関係者が現職大蔵大臣をマスコミから護るため「嘘」を「本当」のようにリークするのです。

金融機関から自民党派閥に現職大蔵大臣の派閥設立資金が流れた巨額な不正資金を隠蔽する、そのために形振り構わずニセ情報を垂れ流し「罪なき犯罪者」に仕立てるため、国民感情を煽り反感をもたせ「犯罪者」というレッテルを貼り付けたのです。

マスコミが現地で取材して何軒もの大豪邸、毎週日本に4日、タイに3日という、信じられ無い生活状況が渡航記録で立証しているように、お金には困っていません。

第5回『室岡塾』で、客観的証拠を提示して『私が総額280億円を、一銭も使用して無い事実と秋葉原支店の運用』を立証していますので確認してください。(第5章でも証拠チャート・伝票類で立証しています。)

大蔵省「銀行局」は、民事不介入の大原則を無視して、国家権力が総掛かりで、金融機関・報道機関・司法機関を自由自在に操り、大手都市銀行を舞台に銀行員が預金担保債権を、ダミー預金者名義で偽造してノンバンクから巨額な融資金を騙し取った不正融資事件話をデッチ上げたのです。

皆様、ご理解ください。

本来、日本国憲法の下「法治国家」であれば、大手都市銀行ぐるみの巨額不正融資事件として刑事告発し大蔵大臣以下、事件関係者に厳罰を下すのが国法です。

第5章で申し上げましたが、大蔵省は督監責任として銀行局局长・銀行課課長大手都市銀行も頭取が引責辞任するような重大な事件です。しかし、誰も責任を取らず『有価証券偽造罪』『国際金融犯罪』を犯した『国家犯罪』を国民に隠蔽工作で隠蔽したのです。

政府公報室であるマスコミは銀行の「不祥事」として葬ったのです。

『有価証券偽造罪』が、公になれば我が国の金融経済社会は間違いなく破滅します。

皆様、銀行が銀行法に則して免許取り消しになれば、銀行が破綻します。破綻すれば、銀行株が紙くずです。そうでなくても当時、株価が暴落している状況で、大手都市銀行の大疑獄事件が公になれば、銀行株は大暴落します。

大蔵省金融政策として銀行法で、銀行株の持合い政策があり、各銀行が系列の保険会社、証券会社、ノンバンクなどの持合い株が大暴落すれば金融経済社会は間違いなく破滅します。当然のこと国際金融市場もパニックになります。

全銀協の調査部次長が法廷証言した「不祥事」として処理する以外方策がなく、大蔵省が犯した金融政策を隠蔽するため銀行員に「汚れ役」を押し付けたのです。

銀行員個人のモラルの問題として片付けたのです。

海部政権は政府公認、広報担当報道機関に銀行員個人のモラルの問題としてマスメディアを情報操作して金融機関内の過剰な収益追及が起こした「不祥事」として片付けたのです。

一般市民には、2600億とか630億と報道されても縁のない金額ですから「無関心」です。この「無関心」が国を滅ぼします。

国を滅ぼす、国が銀行に認めた国際金融政策で銀行のダミー預金者名義で発生させた「数字」の損失金を「不祥事」で、処理することができません。

公にできないのです。大蔵省「銀行局」は、国際金融政策の大失態を何が何でも自らの責任を回避するため、銀行のダミー預金者に知られずに隠蔽する以外に方策はないのです。

富士銀行事件の違法捜査！

富士銀行赤坂支店の顧客に渉外課長が「VIP特別融資枠」を利用させ、約5年巨額な資金を株式投資・不動産投資に運用させた、23社の取引先企業から、柳検察官が捜査指揮した、捜査当局（警察・検察）が、借受名義人に仕立て上げるため、十数人の取引先企業社長を選び、逮捕状をデッチ上げ逮捕したのです。

捜査員が取調室で連日、朝から夜中まで「脅し」「騙し」はじめから『この世に存在しない』犯罪を自白するまで追い詰めた。国家権力の拷問です。

捜査員は、銀行員もノンバンク融資担当者も認めている「協力預金」名下でノンバンクからだまし取った融資金を「使っただろう」追及します。社長は「VIP特別融資枠」は「使った」が「協力預金」は「知らない」と訴えました。

しかし、捜査員から『中村もノンバンク融資担当者も社長は「協力預金」の預金担保融資取引を知っている』そう言って「借受名義人」になって、ノンバンクから騙し取った融資金と知っていて「使った」何が「VIP特別融資枠」だ！そう言うなら「使った」金を返せ、そう連日追い詰められ、株に使った資金が大暴落していますから返済できません。

捜査員から、中村が犯罪で作った資金と知っていようと、知らなかろうと関係ない「使った」ことは事実だ！認めれば、起訴は一件、最高刑で7年求刑して5年半、追起訴すれば最高刑14年して11年になる。中村とノンバンク融資担当者が認めているから2対1で裁判は負ける。

『悪いようにしない、任せてくれ』司法取引を持ちかけられて「使った」事実を認めさせられ、捜査員が作成した「供述調書」に署名押印をさせられて、はじめからこの世に存在しない』公訴事実「有印私文書偽造同行使詐欺」罪をデッチ上げ、裁判所に公訴提起したのです。許されない、残虐な「職務犯罪行為」それも確信犯です。私は、国家権力の隠蔽工作を憎みます。

「Cステージ」銀行員が犯した「犯罪構造」協力預金担保融資名下に「預金証書・通知預金通帳」と質権設定承諾書を銀行内で偽造して、ノンバンクから巨額融資金を騙し取った「有印私文書偽造同行使詐欺罪」をデッチ上げ富士銀行事件を処理したのです。

「犯罪取引構造」が「ノンバンク⇔借受名義人」です。

皆様、検証してください。

「Bステージ」同様に「約束手形」と預金払戻解約書が存在しないのです！

(1) 「約束手形」 (2) 銀行預金担保差入書 (3) 質権設定承諾書 (4) 通知預金通帳 (5) 預金払戻解約書、この五点は、バラバラになりません。

ニセ札を立証する (1) から (5) は、絶対に、開示できません。公になった時点で、我が国の金融社会が破滅します。

さらに驚くべきことは、捜査機関（警察・検察）は、「Bステージ」を立証する証拠が全てコピー偽造されたものであり、呆れたことに、「Cステージ」を立証する証拠にそのまま使用された、信じられない「事実」信じたくない「現実」を第6章で、ご検証をお願い致します。

私も、捜査員に連日「悪いようにしない、任せてくれ」と頼まれましたが「完黙否認」したので捜査員は諦めたのです。今、こうして当時の状況が判ると捜査員・検察官・裁判官と色々な人間の良心があることが判ります。

平成4年1月6日、担当検事の武田典文が、最後に警視庁まできて白紙の供述調書に署名、押印をしてくれと必死に頼みました。私が無視したいた時、武田検事が言いました。『国を守ることが仕事です。分かってください。』ですから、私が自ら弁護士立証法廷で、証人 武田典文検事を尋問しました。

『貴殿は、なんの捜査をしたのか？』本当に30年の時が過ぎても、裁判所の公判調書を読みますと辛いです。（私は、逮捕されてから全て、取調べ状況をメモに残しています。）

皆様、富士銀行事件の裁判は、全員が犯行を認めています。ですから裁判所の審理も迅速な法定手続きで、はじめから『この世に存在しない』有印私文書偽造同行使詐欺の判決 言い渡しで、渉外課長（銀行員）と借受名義人を有罪「主文 被告人を懲役11年に処する。」宣告したのです！

皆様に「知って戴きたい」非道・残酷・残虐な『警察・検察・裁判所』がデッチ上げた「逮捕状」「起訴状」「判決書」で、借受名義人に仕立て上げられた十数人の「30年の人生」と多くの家族・社員・友人達の人生も奪い取った悲劇なのです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が「公訴事実」を隠蔽工作でデッチ上げた、はじめから『この世に存在しない』有印私文書偽造同行使詐欺罪と承知したその上で、東京地裁が、判決「罪となるべき事実」をデッチ上げた「職務犯罪行為」を立証することができました。

大蔵省・検察庁は慌てます！

大蔵省・検察庁は本当に困ったのです。現職大蔵大臣のスキャンダル潰しで、マスコミ操作した情報が違うことは、富士銀行事件にも東海銀行事件にも、何処にも私の名前が無いのです。

当然のこと、資金伝票、取引関係資料、何処にも名前が無いのです。ですから平成3年9月30日、銀行員の逮捕状が発布されても、私には逮捕状が発布されていませんでした。当たり前です。法治国家であれば、当然のこと処分保留で釈放です。

私は、タイ王国のイミグレーションで記者会見した時、公表してます。本当に「銀行員の命を守った」今でもそう信じています。

大蔵省・検察庁が恐れたのは、タイ王国で私と一緒にいた時に銀行員が、国家権力総掛かりで、隠蔽した「Bステージ」その隠蔽工作の「真相」を私に「話したのか？」私が「Aステージ」を「ニセ札を知ってるのか？」そのことだけです。

海部政権も宮沢政権も現職大蔵大臣の身代わりで「銀行員を陰で操る 3300 億の黒幕」を処分保留で社会に戻せば、タイ王国の記者会見とか成田での全く悪びれないふてぶてしい態度、そして決定的になったのはタイ王国イミグレーションでの文藝春秋のインタビュー記事です。これで「知ってる」と判断したのです。

当然のこと柳検察官の取調べで、銀行員は「話してない」と主張した。

しかし、柳検察官は「銀行員が私に話をした」そう判断した。大蔵省、検察庁にその意図と趣旨を報告し、私の「口を封じる」了承を得たのです。

「Dステージ」柳検察官が東海銀行事件をデッチ上げた！

「Dステージ」銀行員が犯した「犯罪構造」協力預金担保融資名下に預金を作成する資金を預金拘束する質権設定承諾書を偽造してノンバンクから巨額な融資金を騙し取った、今度は詐欺が前に来る「詐欺有印私文書偽造同行使罪」をデッチ上げたのです。

「犯罪取引構造」が「ノンバンク⇔借受名義人」です。

証拠は冒頭で立証した、

平成3年12月18日、大蔵省「銀行局」の方針に従い、柳検察官が、「Dステージ」東海銀行事件を、パートII「その1」から、平成3年12月25日、パートII「その5」まで、わずか8日間で、本件詐欺事件話をデッチ上げたことです。

大蔵省「銀行局」の方針に従い、秋葉原支店を舞台に銀行員と私が共謀してオリックスアルファから100億円を騙し取った、はじめから『この世に存在しない』犯罪の犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資話、犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔借受名義人 ウェイアウトスポーツ・マッシュ」をデッチ上げました。

平成4年1月7日、東海銀行事件を柳検察官が「公訴事実」を「加害者」銀行員「被害者」オリックスアルファそしてオリックスアルファ「被害金」100億円をデッチ上げたのです。

目的は、

大蔵省「銀行局」は、平成4年1月16日、「債権譲渡契約書」をオリックスアルファ（甲）東海銀行（乙）として締結させることだったのです。

その目的は、東海銀行が銀行の使用者責任として、オリックスアルファが被害った、被害金100億円の被害弁済を受ける「粉飾決算」用の「加害者」銀行員「被害者」オリックスアルファをデッチ上げることだったのです。

「粉飾決算」と「国際保険金詐欺」の概略

皆様、大蔵省「銀行局」が東海銀行と犯した総額630億円の「粉飾決算」は常軌を逸した「脱税」です。日本国憲法の下で、民主的法治国家であり「脱税」は、絶対に許されない重大な金融犯罪です。重罪です。

平成4年1月16日、東海銀行がノンバンクと「債権譲渡契約書」を締結して秋葉原支店のダミー預金者名義で総額630億円（13）という「数字」の損失金を、損害金債権として「粉飾決算」不正会計処理を犯したのです。

大蔵省「銀行局」と東海銀行は「粉飾決算」した、総額630億円の穴埋めをさせるため英国の保険組合ロイズに、保険金支払請求をして保険金総額660億4243万円を騙し取った衝撃的な国際保険金詐欺を回り損失補填したのです。

英国の保険組合ロイズに、保険金支払請求をして、保険金総額660億4243万円を騙し取るため『室岡を何としても有罪にもっていきたいんだ』何がなんでも「国際保険金詐欺」を為すため私を「犯罪者」に仕立て上げたのです。

大蔵省「銀行局」と東海銀行が企てた「粉飾決算」！

平成4年1月16日、東海銀行とオリックスアルファは「債権譲渡契約書」を締結した。「粉飾決算」が本件詐欺事件のデッチ上げを立証したのです。

その証拠「債権譲渡契約書」です。

甲
第
一
八
號
證
の
一
〇



債権譲渡契約書

平成 4 年 1 月 16 日

住所 東京都中央区京橋 2丁目8番18号
譲渡人(甲) オリックス・アルファ株式会社

代表取締役 豊 勝

住所 名古屋市中区錦三丁目21番24号
譲受人(乙) 株式会社 東海銀行

代表取締役 瑞 岩 成

オリックス・アルファ株式会社 を甲とし、 株式会社 東海銀行 を乙と

して、当事者間に下記の契約を締結する。

第1条

甲は、債務者（以下、丙という）株式会社 ウェイアウトスポーツに対する下記債権を質権とともに代金金五拾億参千四百五拾七万零千九百零拾五円をもって乙に譲渡し、乙はこれを譲り受け、双方間に代金の授受を終った。

第2条

甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した。

第3条

甲は、本契約と同時に丙あてに内容証明郵便による譲渡通知書を送るものとする。ただし、譲渡通知書が丙に到達しない場合は、甲の責任において公示送達手続きをとるものとする。

第4条

甲は、譲渡債権の瑕疵のうち、甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が存在しないことを保証する。

なお、譲渡債権について甲の責めに帰すべき事由による瑕疵が判明した場合、甲乙協議のうえ誠意をもってこれを解決するものとする。

第5条

丙に対する債権の回収について、甲は乙に協力するものとする。

この契約を証するため本証書2通を作成し、各自署名・押印のうえ各1通を所持する。

記

1. 債権の表示

金五拾式億五千万円也

ただし、1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金五拾億円および平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金式億五千万円

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾依頼書並びに同日付第三債務者の承諾に基づく質権

発行銀行名	株式会社 東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社 ウェイアウトスポーツ

以上

契約内容

第2条『甲は、第1条の債権証書その他の一切の書類を乙に交付した』このオリックスアルファ株式会社が東海銀行に交付した『債権証書その他の一切の書類』を、東海銀行が、預金担保債権「約束手形債権」(CP)金融商品一式と立証した。

であるならば、秋葉原支店以外に作成出来ない「BIS規制8%」クリア操作の秋葉原支店の「財産」貸出資産を偽造した(ニセ札)預金担保債権を装った「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を用いた他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」を立証したことになります。

1. 債権の表示 譲渡される債権は、「金52億5000万円也、但し1991年6月12日付金銭消費貸借基本契約書に基づき平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金債権元本金52億円及び平成3年9月14日以降本日まで年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円」(原文まま)と記載されています。

2. 質権の表示

平成3年6月13日付質権設定承諾書並びに同日付第三者の承諾に基づき質権

発行銀行名	株式会社東海銀行秋葉原支店
預金種類	通知預金
通帳番号	129296-00001
預金金額	金五拾億円也
預入日	平成3年6月13日
預金名義人	株式会社ウェイアウトスポーツ

オリックスアルファ株式会社は『平成3年6月13日振出の約束手形による貸付金元本金五拾億円及び平成3年9月14日以降本日まで、年14.6%の割合による遅延損害金債権金2億5000万円』と、平成4年1月16日迄の取引継続を立証したのです。

平成4年1月16日、東海銀行はオリックスアルファ株式会社と、お互いに「約束手形債権」と「質権」(預金債権)を有効と確認した上で遅延損害金を14,6% (1億3457万4915円)で合意し「債権譲渡契約書」を締結した。

手形取引及び取引当事者の確認。

この融資が(ニセ札)を立証した手形による取引であることを認めたということは、手形取引の当事者が「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」である真相をお互いに認めたということであり、債権譲渡契約第二条によって、東海銀行は(ニセ札)を立証した「約束手形債権」(CP)金融商品一式(原本)を回収し、その手形取引の精算をしたということです。

そして、東海銀行は、質権とともに債権を譲り受けたのであるから、質権の対象となる預金(ニセ札)の存在までをお互いに確認した。

皆様、恐るべき国家権力の仕業ですよね。『有価証券偽造罪』を立証した「約束手形債権」(CP)金融商品一式(原本)を、銀行員の犯罪をデッチ上げ、コピー偽造された「約束手形債権」(CP)金融商品一式(コピー原本)として回収したのです。

オリックスアルファは被害者になれない！

オリックスアルファは「BIS規制8%」クリア操作の預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた、他行預金担保融資取引「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」をシステムどおり民事取引を行い金利稼ぎをした。「運び屋」です。

柳検察官が起訴状（一）そして裁判所が「罪となるべき事実」（一）で主張した犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウェイアウトスポーツ・マッシュ」は存在しない。当然のこと犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資も存在しない。

検察官・裁判官の主張する「欺罔」も「誤信」も「騙取」なく、起訴状、追起訴状、「罪となるべき事実」にあるそれぞれの詐欺罪はいずれも成立の余地がない。もとより、有印私文書偽造罪など成立するはずもないのである。

大蔵省「銀行局」と東海銀行は「債権譲渡契約書」を悪用して「国際保険金詐欺」をスタートさせたのです。

証拠は、

平成4年1月16日、東海銀行がオリックスアルファと「債権譲渡契約書」を締結し「粉飾決算」が、終わった19日後です。平成4年2月5日、東海銀行は、「国際保険金詐欺」を図る目的で、何の権利も何の資格もなく、路上強盗のごとく、私に『オリックスアルファに支払った100億円の損害賠償請求』を提訴したのです。

皆様、私が『100億円の損害賠償請求』
される、理由が何処に存在しますか？

国家権力が総掛かりで、はじめから『この世に存在しない』犯罪をデッチ上げ裁判所に公訴提起して「有罪」を宣告させ「犯罪者」に仕立て上げ、「債権譲渡契約書」を偽造して『100億円の損害賠償請求』をデッチ上げ、保険金総額660億4243万円を騙し取るため「生贄」にしたのです。

東海銀行は平成4年3月決算期で、総額630億円を一括償却しているのですよ。

大蔵省「銀行局」とか東海銀行の力では、平成4年2月5日から平成13年9月12日まで、約10年の時と資金を使った、これだけ大掛かりな総額660億4243万円の「国際保険金詐欺」は、できませんよ。

そうでしょう。約10年の時と巨額な訴訟費用（弁護団の代金、供託金3億5000万円、印紙代金など）を用意することができるから、保険金総額660億4243万円を騙し取れたのです。魑魅魍魎の輩どもが暗躍した、金融財務省の損失補填保険金分取り合戦、全て裏付けがある。

マネーゲーム「国政と金」利権政治家が蝕む 総額660億4243万円の損失補填ですよ。平成14年1月15日、東海銀行と三和銀行との合併を金融財務省大臣竹中平蔵が行い東海銀行を消滅させUFJ銀行が誕生した後、三菱東京銀行との合併です。

首を洗って待っている！

私が汗水垂らして、一生懸命働いて貯めた7億7000万円を、こいつらは分捕ったのですよ！「30年の時と財産」を平成3年12月17日、逮捕された時一瞬にして、失ったのです。余りにも失ったものが大きすぎるのです。

お前らこそ「国債保険金詐欺」軍団、以下の路上強盗集団だ！

平成4年2月5日、東海銀行副頭取 瑞岩 成が東京地方裁判所民事9部に私が取引している住友銀行の預金12億8300万円を「債権仮差押命令申立書」を偽造し不当な提訴をした。

検証してください！

平成4年2月5日、東海銀行が裁判所に提訴した「債権仮差押命令申立書」。債権者が東海銀行です。債務者は、室岡克典です。第三債務者は住友銀行住友ツインビル支店です。

申立の理由

一、被保全権利

一、申立外森本亨は、この『申立外森本亨』とは本訴訟に関係ないことです。債務者は右森本と共謀して、次のような所為によって債権者に対して金100億円相当の損害を与えたものである。

債権仮差押命令申立書

当事者の表示
請求債権の表示

別紙目録記載のとおり



申立の趣旨

債権者の債務者に対する前記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者に対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差押える。
第三債務者は、債務者に対し、差押えに係る債務の支払をしてはならないとの裁判を求める。

申立の理由

被保全権利

一、申立外森本亨（以下単に森本という）は、昭和六一年五月から債権者銀行秋葉原支店（以下単に秋葉原支店という）に勤務し、平成三年六月ま

で、同支店長代理の職にあった者であるところ、債務者は右森本と共謀して、次のような所為によって債権者に対し金一〇〇億円相当の損害を与えたものである。

- 1、森本は、平成三年六月一三日、申立外オリックスアルファ株式会社（以下オリックスアルファという）から、秋葉原支店の申立外株式会社ウエイアウトスポーツ（以下ウエイアウトスポーツという）宛に振り込まれた金四、八七八、九七二、六〇三円とウエイアウトスポーツから秋葉原支店宛振り込まれた金一、二一、九二七、三九七円の合計金五〇億円、ウエイアウトスポーツ名義の通知預金を作成した（疎甲第一号ないし三号）。
- 2、森本は、右同日ほしに秋葉原支店印を押捺して秋葉原支店長名義の右通知預金に対する質権設定承諾書を偽造した上、右偽造にかかる質権設定承諾書、通知預金通帳、通知預金の払戻請求書をオリックスアルファの担当者に交付した（疎甲第四号証の一ないし四）。
- 3、ところが森本は、同月二〇日右通知預金を解約して払い戻し手続をし

た上、金二五億円宛の二口にわけて、株式会社住友銀行住友ツインビル支店のウエイアウトスポーツの普通預金口座（口座番号一六五二八）に振込んだ（疎甲第五号ないし七号）。本来、前記質権設定承諾が正当になされていれば、同時に対象通知預金に対し払い出しを禁止する旨の情報が入力されて、右のような預金の解約払戻しは不可能となるのであるが、質権設定承諾書が偽造されたものであるため、コンピュータへの情報入力が行われず、債権者が不知の間には森本によってほしのまま払戻されたものである。

- 4、以上と同じ日である平成三年六月一三日、申立外有限会社マツシユについても以上と同じ日である平成三年六月一三日、通知預金を作られ、質権設定承諾書が偽造され、以上と同じ日である平成三年六月一三日に通知預金が出され、同じく住友銀行住友ツインビル支店の有限会社マツシユの普通預金口座（口座番号一六五三三九）に金二五億円宛の二口にわけて振り込まれている（疎甲第八号ないし一四号）。

二、債務者の経歴等については詳かにしないが、秋葉原支店における本件不正事件発覚後直ちに森本とともにタイに逃亡していること、森本と共謀して、本件の金一〇〇億円を詐取してとして逮捕状が出され、平成三年一月一七日共にタイで逮捕され、平成四年一月七日起訴され、同日さらに金三〇億円を詐取した容疑で共に再逮捕されたこと、その他の事実を綜合すれば、債務者が森本と共犯関係にあるとみざるをえず、債権者は債務者に対し金一〇〇億円の損害賠償請求権を有していることになる。

- 三、ところで、本件において解約払い戻された合計金一〇〇億円のうち金五〇億円は第三債務者の住友ツインビル支店のウエイアウトスポーツの普通預金口座番号一六五二八に、また金五〇億円は同支店のマツシユの普通預金口座番号一六五三三九にそれぞれ振り込まれ、ウエイアウトスポーツの口座に金二億九千二百余万円、マツシユの口座に金二百五十九余万円が現存している。
- ウエイアウトスポーツは平成三年五月一〇日に吉川一が取締役に就任し、代表取締役になった旨の登記がなされている。ちなみに従来の取締役

第二

四名については平成三年六月一四日解任した旨登記されている。しかしながら常勤・非常勤を問わず、社員は一名もおらず、実体のない会社であり（疎甲第一五号の一、二、第一八号の一、二参照）、またマツシユは坂井修一が代表取締役になっているが、衣料品販売の資本金三〇〇万円の有限会社である（疎甲第一六号の一、二）。また株式会社エーデルの普通預金口座に金二億円の普通預金が存在するが、株式会社エーデルは、もと新井電気工事株式会社と称していたが、昭和六一年六月頃事実上倒産し、昭和六二年商号を株式会社エーデルに改め、役員も再三入れかわったが、昭和六三年一月再度取引停止処分を受け、本店所在地にも該当する会社は存在していない（疎甲第一七号の一、二）。以上はいずれも債権者とは全く取引関係がなく、債務者が詐取して資本をプールするための受け皿として開設した口座で、右口座に存在する預金は他人名義にかかわらず、債務者に帰属するものとみざるをえない。

保全の必要性

一、債務者は森本と共謀して一五通の質権設定承諾書を偽造して、オリックスアルファノンバンク五社から不正融資をうけて、その総額は周知のとおり合計六七〇億円という莫大な額に達しており、債権者は各ノンバンクの強い要請をうけて、平成四年一月一七日その内金六二五億円をノンバンク各社に支払い、同額の損害を被っている。

二、他方本件で仮差押の対象とした各預金は、債務者が右不正融資によってえた不正な利得を債務者自身及び他人名義で預金したもので、いずれも真実の預金者債務者であると断じうる。このことはすでに第一の三で述べた事情、ウエイアウトスポーツの口座開設とマツシユのそれとがほとんど同じに行われていること、さらに捜査当局がこれら預金を債務者の隠し預金として把握していると思われ、この等により明らかである。

三、債務者は森本とともに平成三年一月一七日タイで逮捕起訴され、さらにもとも再逮捕留中であるが、他に共犯者ないし関係者が複数いることがうかがわれるので、いつ本件各預金が払い戻され、隠匿されるやも知れず、一日も放置が許されない状況である。

四、債権者は御庁に対し、債務者らを相手方とする損害賠償請求訴訟を提起

すべく準備中であるが、本訴において勝訴判決を得ても、その実効をあげる事が不可能あるいは著しく困難となってしまうので、本仮差押の申し立に及んだ。

疎 明 書 類

- 疎甲第一号証 受信票
- 疎甲第二号証 受信票
- 疎甲第三号証 通知預金申込書
- 疎甲第四号証の一 預金担保差入書
- 疎甲第四号証の二 質権設定承諾依頼書並に承諾書
- 疎甲第四号証の三 預金払戻請求書
- 疎甲第四号証の四 通知預金通帳
- 疎甲第五号証 解約請求書
- 疎甲第六号証 払戻請求書
- 疎甲第七号証 振込依頼票

- 疎甲第八号証 受信票
- 疎甲第九号証 受信票
- 疎甲第一〇号証 通知預金申込書
- 疎甲第一一号証の一 預金担保差入書
- 疎甲第一一号証の二 質権設定承諾依頼書並に承諾書
- 疎甲第一一号証の三 預金払戻請求書
- 疎甲第一一号証の四 通知預金通帳
- 疎甲第一二号証 解約請求書
- 疎甲第一三号証 払戻請求書
- 疎甲第一四号証 振込依頼票
- 疎甲第一五号証の一 商業登記簿謄本
- 疎甲第一五号証の二 調査報告書
- 疎甲第一六号証の一 商業登記簿謄本
- 疎甲第一六号証の二 調査報告書
- 疎甲第一七号証の一 商業登記簿謄本

東京地方裁判所民事九部 御中

疎甲第一七号証の二	調査報告書	一通
疎甲第一八号証の一	調査報告書	一通
疎甲第一八号証の二	不渡情報	一通
疎甲第一九号証	新聞記事コピー	一通
疎甲第二〇号証	雑誌記事コピー	一通
疎甲第二一号証一ないし八	何れも新聞記事コピー	一通
疎甲第二二号証の一	報告書	一通
疎甲第二二号証の二	メモ	一通
添付書類		
一、商業登記簿謄本		一通
二、資格証明書		一通
三、委任状		一通

平成四年二月五日



債権者代理人弁護士
 松嶋 泰
 寺澤 孝
 相場 中

当事者目録

千四六〇	名古屋市中区錦三丁目二番二四号 / 債権者 株式会社東海銀行 / 代表者代表取締役 岩 戊 /
千一〇四	東京都中央区銀座二丁目一番四号 富善ビル七階 電話三五五五―二六九一番 債権者代理人弁護士 松嶋 泰 / 同 寺澤 孝 / 同 相場 中 /
千一七一	東京都豊島区西池袋二丁目二二番 債務者 室岡 克典 /
(送達場所)	
千一〇一	東京都千代田区外神田一―一―一三 万世橋警察署
千五四一	大阪府中央区北浜四丁目六番五号 / 第三債務者 株式会社住友銀行 / 代表者代表取締役 巽 夫 /
(送達場所)	
千一〇四	東京都中央区新川二丁目二七番一号 / 株式会社住友銀行住友ツインビル支店

仮差押債権目録

金一二億八千三百万円也
但し、左記各金員の合計額

記

- 一、金三億円也
但し、債務者が株式会社ウエアアウトスポーツ名義で第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一六五五二八）債権
- 二、金三百万円也
但し、債務者が有限会社マッシュ名義で第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一六五五三九）債権
- 一、金二億一千万円也
但し、債務者が株式会社エーデル名義で第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一五五九六六）債権
- 一、金三億八千万円也
但し、債務者が第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する普通預金（口座番号一五六四四七）債権
- 一、金三億九千万円也
但し、債務者が第三債務者（住友ツインビル支店扱い）に対して有する定期預金（口座番号二一五三）債権

皆様、恐るべき「国際保険金詐欺」路上強盗団の犯罪手口を確認してください。

平成4年1月16日、東海銀行副頭取瑞岩 成氏が 譲受人（乙）として「債権譲渡契約書」をオリックスアルファと締結した取引内容は預金担保債権「約束手形債権」（CP）金融商品一式を用いた「秋葉原支店⇔オリックスアルファ」です。

疎明書類を検証すると、見事に「約束手形」が消えています！
東海銀行が『有価証券偽造罪』を裁判所の法廷で自白したのです！

平成4年2月5日、東京地方裁判所民事9部に「債権仮差押命令申立書」を提訴をした犯罪構造は、「Dステージ」柳検察官が「その1」から「その5」の台本どおり、犯罪構造「協力預金」名下の預金担保融資、犯罪取引構造「オリックスアルファ⇔ウエアアウトスポーツ・マッシュ」です。

平成4年1月16日 瑞岩 戌氏が譲受人（乙）として「債権譲渡契約書」を締結した犯罪構造と平成4年2月5日、瑞岩 戌氏が「債権仮差押命令申立書」で主張した犯罪構造も取引構造も違います。

恐ろしい、路上強盗集団が犯した「国際保険金詐欺」の犯罪手口です。

平成5年3月31日、東海銀行副頭取 瑞岩 戌が、東京地方裁判所民事32部に287億円の損害賠償請求を提訴した。

平成5年6月21日、東海銀行が民事訴訟の法廷に原告の立証証拠として「証拠説明書」を提出した。これが後に、路上強盗集団大蔵省「銀行局」の命取りになるのです。

平成11年3月27日、東京高裁の判決の翌日、東京地方裁判所民事三二部が総額287億2669万円の支払いを宣告したのです。総額7億7000万円を奪い取ったのです。ここまで8年です。

此の続きはパートII「その6」を参照ください。

私も人間ですから書き疲れました。それと、書くことで、色々なことが、走馬灯のごとく頭に浮かびます。失った時は戻りません。

40、50は鼻たれ小僧、60、70にして立つです。71にして立つ、時がきました。私にはハザンが有ります。ハザンの山々が待っているのです！

以上

211028